

# 糸島市補助金設計書

所管課 福祉支援課

補助金名称	小地域福祉活動補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市社会福祉関係団体等補助金交付規程

## 【長期総合計画体系】

基本目標4\_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策1\_包括的な地域福祉の推進

施策①\_地域福祉活動の充実

## 1 補助の目的

校区の特色を活かし、子どもや高齢者、障がい者等への支援（各種サロン、交流活動、乳幼児訪問など）や地域住民に対する啓発を含めた広報活動を行う校区社会福祉協議会の小地域福祉活動事業に対し支援することで、市民の身近な圏域である校区単位での地域福祉の推進を行うため。

## 2 成果指標

指標①	校区社会福祉協議会会長・事務局長会議の開催		
目標値①	2	(単位)	回/年
指標②	校区社会福祉協議会事務局長会議の開催		
目標値②	1	(単位)	回/年

## 3 補助対象事業・補助対象者

### 【補助対象事業】

小地域福祉活動事業(校区社会福祉協議会実施分)

### 【補助対象者】

糸島市社会福祉協議会(市社協から各校区社会福祉協議会へ再補助している。)

## 4 補助対象(外)経費

### 【補助対象経費】

小地域福祉活動事業(校区社会福祉協議会実施分)@150,000×15校区=2,250,000円  
事業費(子育て支援、障がい者支援等)、事務費(消耗品費等)、研修費、役務費(保険料)、旅費

## 5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助限度額】 2,250,000 円

### 【積算根拠ほか】

補助額：1校区あたり15万円。積算根拠：市社協から各校区社協への助成金25万円の60%を上限とする。各校区社協の本活動対象経費は、令和元年度決算額約73万円で、補助率にすると約21%。

## 6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 3 年度 まで